

新たな「放射線モニタリング情報共有・公表システム」の運用開始 について

令和3年3月24日
原子力規制庁

1. 背景

原子力規制委員会では、原子力災害発生時における緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び迅速な公表を行う目的で、平成27年度から「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」（以下、「旧システム」という。）を運用している。

平成31年度から、システムの効率性の向上等を目的として、新たなシステムの開発を進めてきた。また、緊急時のみならず平常時からモニタリング情報を公表することを検討してきた。（平成30年度第67回原子力規制委員会（平成31年3月20日）、令和元年度第10回原子力規制委員会（令和元年5月29日））

今般、新しいシステムとして「放射線モニタリング情報共有・公表システム」（Radiation Monitoring Information Sharing System : RAMIS^{ラミス}、以下「新システム」という。）を整備した。

2. 「放射線モニタリング情報共有・公表システム」の概要

旧システムは、放射線モニタリング情報を集約し防災業務関係者間で共有する機能（専門系機能）及びその情報を公表する機能（公表系機能）から構成されている。この構成を踏襲しつつ、新システムは、旧システムから以下の改良等を図った。

（1）平常時からの公表（シームレスな公表システムの構築）

緊急時における国民への情報伝達の円滑化に資するよう、緊急時に用いる原子力施設周辺でのモニタリングポストの測定値を関係自治体の協力を得て平常時から公表する（※1）。

（※1）旧システムのうち平常時の公表システム（原子力規制委員会「放射線量測定マッ

プ)と統合することにより行う。精度保証として、測定範囲外の場合は「<下限の具体的な値」と表示。(令和元年度第10回原子力規制委員会(令和元年5月29日))

(2) 放射線量率の段階表示

緊急時の防護措置判断の「初期設定値」を参考に、空間線量率を4段階表示(※2)する。

- (※2) 0.001マイクロシーベルト/時以上
- 0.5マイクロシーベルト/時以上
- 20マイクロシーベルト/時以上
- 500マイクロシーベルト/時以上

(3) その他、防災業務関係者用の機能及び性能の改良

膨大なデータを取り扱うところ、処理等にかかるシステム性能を向上させ、また新たな機能(関係者への監視アラートなど)を付加することで、業務効率を向上させる。

3. 旧システムからの移行スケジュール

本日から新システムの運用を開始し、放射線モニタリング情報を公表する。

令和3年

3月 : 新システム運用開始

～6月末 : 新システムと旧システムを併用運用(防災業務関係者の新システム習熟のため)

6月末 : 移行完了

※併用運用中の原子力災害対応は、旧システムを主システムとして使用するものとする。

4. その他

今後も訓練等の機会に得られる知見を踏まえて、システムの運用改善・機能改良を継続的に行っていくこととする。特に、日本全国からの多種多様なモニタリング情報を集約していることから、各々の自治体等のモニタリング設備設置状況や装置特性も踏まえたシステムの整備・運用が必要である。また、集約された情報を評価・分析するための処理機能等については、引き続き改良の余地がある。改良に当たってはこうした点に留意する。

以上